令和８年度採用　福岡市教育委員会　学校司書Ｂ（欠員代替・専門資格不問）募集案内

１　応募受付期間　随時（採用予定人数に達した場合は、募集を終了します。）

２　募集内容

職名	学校司書Ｂ
採用人数	若干名
職務内容	学校長の指揮監督を受け、司書教諭等を補佐し、次の職務を行う。 ・学校図書館管理（環境整備、図書の選定・配架・貸出等） ・学校図書館利用案内、レファレンスサービス、学習支援 ・読書推進活動（読み聞かせ、図書の紹介等） ・司書教諭や教員との連携　など
勤務地	・姪北小学校（福岡市西区姪の浜２丁目 20 番 23 号、092-882-1004） ・能古小・中学校（福岡市西区能古 357 番地、092-881-0858） ・下山門小学校（福岡市西区下山門４丁目 15 番１号、092-891-1688） ・西陵中学校（福岡市西区生の松原３丁目９番１号、092-881-1733） のうちいずれか１校
任用期間	令和９年１月１日（金）以降の採用日から令和９年３月 31 日（水）まで ※　欠員代替のため、再採用（公募によらない継続採用）はありません。令和９年４月１日以降の勤務を希望する場合は、改めて公募に応募することになります。
受験資格	１　次の資格要件を全て満たす人 （１）学校図書館を活用した教育に意欲のある人で、任用期間を通して職務に従事できる人（司書資格や教員免許等は必要ありません。） （２）応募しようとする学校に家族や親族が児童生徒として通学していない人 ２　地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第 16 条（抄）】 （１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 （２）福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人 （３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 ３　日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

３　応募手続

提出書類	・令和８年度採用　福岡市教育委員会　学校司書Ｂ（欠員代替・専門資格不問）　採用試験申込書 ・こども性暴力防止法に基づく誓約書 ※　申込書等は、福岡市ホームページに掲載いたします。
応募受付期間	随時（採用予定人数に達した場合は、募集を終了します。）
提出方法	郵送又は持参 ※　郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、提出してください。 ※　持参の場合は、午前９時から午後５時までの受付となります（土・日・祝日を除く）。
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目８番１号 福岡市教育委員会教育支援部教育支援課教育支援係

４　応募から採用まで

(1)　書類受付後、教育支援課で面接試験を行います。試験日については、後日連絡します。

(2)　選考の結果、合格者は、令和９年３月 31 日までを登録期間とする学校司書Ｂ（欠員代替・専門資格不問）登録名簿（以下、「登録名簿」という。）に登載されます。

(3)　登録名簿に登載された人のうち、成績最上位の人から順に、必要数を採用者として決定し、採用通知を行います。

(4)　年度中途に欠員が生じたときは、登録名簿の中から随時採用を行います。

(5)　地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後１か月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用します。

５　勤務条件等

勤務日	週４日勤務で学校長が割り振り
休日	土日祝日・年始（１月１日から１月３日）、その他の学校休業日（ただし、学校事情等により勤務することがあります。）
勤務時間	一日の勤務時間：４時間 ※　８時から 17 時までの間で学校長が割り振ります。
給料等	月額 5,024 円から 5,711 円（地域手当を含む。） ※　採用日前 10 年間について、本市職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員及び嘱託員を含む。）として在職期間がある場合はその職歴に応じて給料等の額を決定

その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、通勤手当（費用弁償）等を支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（１年間に最大 12 日）を付与 その他育児・介護等に係る休暇制度あり
公務災害	労働者災害補償保険制度に基づき補償
服務	地方公務員法における服務に関する各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）
その他	・給与等支給日：翌月 20 日 ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

６　その他

・提出された書類は返却いたしません。
・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から１か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。
・本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

・当募集及び選考試験において、セクシュアル・ハラスメント等に該当する行為を受けた場合、またはそのおそれがある場合には、以下のハラスメント相談窓口へご相談ください。

【ハラスメント相談窓口　問い合わせ先一覧】

任命権者（受験先）	担当部署	電話番号等
教育委員会	職員部服務指導課 服務指導第３係	TEL：711-4813　FAX：733-5536 kharassment@city.fukuoka.lg.jp

※　相談にあたって、相談者のプライバシーは保護され、相談したことを理由に不利益な取扱いをされることはありません。

７　問い合わせ先

福岡市教育委員会教育支援部教育支援課教育支援係
TEL：092-711-4636　　FAX：092-733-5780
〒810-8620
福岡市中央区天神一丁目８番１号（福岡市役所 11 階）

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」

という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。